

【一定の基準】

- ・ 過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、
- ・ 在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い（事前の利用者登録が必要）、かつ
- ・ 一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関（下記①から⑥までのいずれかに該当する機関）
 - ①日本の証券取引所に上場している企業
 - ②保険業を営む相互会社
 - ③高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
 - ④一定の条件を満たす企業等
 - ※ 一定の条件については（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001378932.pdf>）を参照。
 - ⑤前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
 - ⑥特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人